

「グループホームつばき」利用料金表

2023年4月1日より使用

■利用者が負担する1ヶ月(30日)の利用料金は下記の通りです。

(円)

要介護度	介護料 (1日)	介護料 (1ヶ月)	介護料(加算) (1ヶ月)	居室料	食事代	合計
要支援2	760	22,800	4,467	30,000	24,000	81,267
要介護1	764	22,920	6,030	30,000	24,000	82,950
要介護2	800	24,000	6,208	30,000	24,000	84,208
要介護3	823	24,690	6,322	30,000	24,000	85,012
要介護4	840	25,200	6,406	30,000	24,000	85,606
要介護5	858	25,740	6,495	30,000	24,000	86,235

↑※個別加算含まず

(円)

介護サービス(加算)		
・サービス提供体制強化加算(I)	22/日	660/月(30日)
・医療連携体制加算(要介護1~5の方)	39/日	1,170/月(30日)
・口腔衛生管理体制加算	30/月	30/月
・栄養管理体制加算	30/月	30/月
・科学的介護推進体制加算	40/月	40/月
・初期加算(※入所から30日間、30日以上入院後の再入居時)	30/日	900/月(30日)
・入院時費用加算(※ひと月に6日を限度)	246/日	1,476/月(6日)
・介護職員処遇改善加算(I)	(介護料+各加算)×11.1% (1円未満四捨五入)	
・特定処遇改善加算(I)	(介護料+各加算)×3.1% (0円未満四捨五入)	
・介護職員等ベースアップ等支援加算	(介護料+各加算)×2.3% (1円未満四捨五入)	

■その他実費負担となるもの

- 理美容代 1,500円/回 ○医療費
○オムツ代 ○日用品



■備考(加算要件)

- サービス提供体制強化加算(I):介護職員のうち勤続10年以上の介護福祉士の割合が100分の25以上の時加算されます。
- 口腔衛生管理体制加算:歯科医師より介護職員に対する技術的助言及び指導を受け、入居者の口腔ケアマネジメントに係る計画を作成している場合に算定されます。
- 医療連携体制加算:看護師の配置1名以上、又は病院もしくは診療所もしくは訪問看護ステーション等との連携により、24時間の連携体制を確保した場合、さらに重度化指針への家族の同意を得て加算されます。
- 栄養管理体制加算:管理栄養士が、日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を行うことで加算されます。
- 科学的介護推進体制加算:入所者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況を厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たってサービスを有効に提供するために必要な情報を活用できれば加算されます。